

○柏市土砂等埋立て等規制条例

平成19年12月26日

条例第60号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）
- 第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）
- 第4章 埋立事業の規制（第9条―第32条）
- 第5章 埋立事業に係る土地所有者の義務（第33条）
- 第5章の2 埋立事業に係る保証金（第33条の2―第33条の5）
- 第6章 雑則（第34条―第38条）
- 第7章 罰則（第39条―第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等の埋立て等 土砂等（土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。）による土地の埋立て、盛土その他の土地への土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。
- (2) 埋立事業 土砂等の埋立て等の用に供する土地の区域（宅地造成その他の事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業の用に供する土地の土壌から採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業の用に供する土地の区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業（以下この号及び次号において「対象事業」という。）であって、当該対象事業の用に供する土地の区域の面積が300平方メートル以上であるもの（当該対象事業の用に供する土地の区域の面積が300平方メートル未満であっても、

当該対象事業の用に供する土地の区域に隣接し、又は近接する土地において、当該対象事業以外の土砂等の埋立て等を行う事業(以下この号及び次号並びに附則第7項において「他の事業」という。)が当該対象事業を行う日前1年以内に行われていた場合又は現に行われている場合においては、当該対象事業の用に供する土地の区域と既に行われていた又は現に行われている他の事業の用に供する土地の区域の面積とを合算して300平方メートル以上となるもの(当該対象事業の用に供する土地の所有者が当該既に行われていた若しくは現に行われている他の事業の用に供する土地の所有者と同一の者である場合又は当該対象事業を行う者が当該既に行われていた若しくは現に行われている他の事業を行っていた若しくは行っている者と同一の者である場合に限る。)を含む。)をいう。

- (3) 小規模埋立て等 対象事業であつて、当該対象事業の用に供する土地の区域の面積が300平方メートル以上3,000平方メートル未満であるもの(当該対象事業の用に供する土地の区域の面積が300平方メートル未満であつても、当該対象事業の用に供する土地の区域に隣接し、又は近接する土地において、他の事業が当該対象事業を行う日前1年以内に行われていた場合又は現に行われている場合においては、当該対象事業の用に供する土地の区域と既に行われていた又は現に行われている他の事業の用に供する土地の区域の面積とを合算して300平方メートル以上3,000平方メートル未満となるもの(当該対象事業の用に供する土地の所有者が当該既に行われていた若しくは現に行われている他の事業の用に供する土地の所有者と同一の者である場合又は当該対象事業を行う者が当該既に行われていた若しくは現に行われている他の事業を行っていた若しくは行っている者と同一の者である場合に限る。)を含む。)をいう。
- (4) 一時堆積事業 埋立事業のうち、他の場所に土砂等を搬出することを目的として当該土砂等の堆積を行うものをいう。

(平24条例6・平27条例6・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 建設工事、しゅんせつ工事その他の事業を行う者は、その事業活動に伴い発生する土砂等の減量化を図るとともに、当該土砂等の製品化その他の有効利用に努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しよう

とするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがある土砂等を運搬することのないようにしなければならない。

（土地所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、その所有する土地において、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務を有する。

2 土地の所有者は、土壌の汚染及び災害が発生させるおそれがある土砂等の埋立て等を行う者に対して、その所有する土地を提供してはならない。

（本市の責務）

第5条 本市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

2 本市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、千葉県と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第6条 市長は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等による土壌の汚染を防止するため、土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）を、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準に準じて、規則で定めるものとする。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

（安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等）

第7条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて現状を保全するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

3 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われている場所又は行われた場所の土壌に係る情報を周辺地域の住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行っている者又は行った者に対し、直ちに当該土砂等の埋立て等を停止し、又は期限を定めて当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しな

いこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、若しくは当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等を行っている者又は行った者に対し、これらを防止するため必要な措置を講じるよう指導するものとする。

第4章 埋立事業の規制

(埋立事業の許可等)

第9条 埋立事業を行おうとする者は、埋立事業の用に供する土地の区域(以下「埋立事業区域」という。)ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、当該埋立事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

(1) 国及び地方公共団体が行う事業

(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う事業

(3) 法令等に基づく許認可等を要する行為(当該行為について当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものに限る。)に係る埋立事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事業

2 前項の許可(以下「埋立事業許可」という。)の期間は、3年(一時堆積事業に係る埋立事業許可にあっては、5年)以内とする。

3 第1項第3号に掲げる埋立事業を行おうとする者は、埋立事業区域ごとに、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該埋立事業を行うことができない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が、第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者である場合であって、当該命令に係る措置を完了していないときは、当該埋立事業を行うことができない。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業に係る土地所有者の同意)

第10条 埋立事業許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供しようとする土地（以下「埋立事業予定地」という。）の所有者（埋立事業予定地を複数の者が所有している場合にあっては、全ての所有者。以下同じ。）に対し、次の各号に掲げる埋立事業許可を受けようとする埋立事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を説明し、当該埋立事業予定地において埋立事業を行うことについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業予定地の全部を埋立事業許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業予定地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときにあっては、この限りでない。

(1) 次号から第4号までに掲げる埋立事業以外の埋立事業 第12条第1項各号（第12号を除く。以下同じ。）に掲げる事項

(2) 一時堆積事業以外の埋立事業（小規模埋立て等であるものに限る。） 第12条第1項第1号から第3号まで、第6号から第9号まで、第11号及び第13号に掲げる事項

(3) 一時堆積事業（小規模埋立て等であるものを除く。） 第12条第1項第1号から第4号まで及び第2項各号に掲げる事項

(4) 一時堆積事業（小規模埋立て等であるものに限る。） 第12条第1項第1号から第3号まで並びに第2項第3号及び第6号に掲げる事項

2 埋立事業予定地の所有者は、前項の同意をするときは、埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないことを確認しなければならない。

3 埋立事業予定地の所有者は、第1項の規定による説明を受けた場合であって、埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがあると認めるときは、埋立事業許可を受けようとする者に対し、当該埋立事業予定地における埋立事業の中止又は当該土壌の汚染及び当該災害の発生を防止するため必要な措置を求めなければならない。

(平24条例6・平27条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業の計画に係る事前協議等)

第11条 埋立事業許可を受けようとする者は、市長が定めるところにより、あらかじめ当該埋立事業許可に係る埋立事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による協議において、埋立事業許可を受けようとする者に対し、埋立事業予定地の区域の周辺地域の住民の安全を確保し、及びその生活環境を保全するため必要な指導を行うものとする。

(埋立事業許可の申請等)

第12条 埋立事業許可（一時堆積事業に係るものを除く。）を受けようとする者は、次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第3号まで、第6号から第9号まで及び第11号から第13号まで)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 埋立事業区域の位置及び面積
- (3) 現場事務所（土砂等の搬入（一時堆積事業である場合にあっては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。以下同じ。）その他の埋立事業の用に供する施設の設置の計画及びその位置
- (4) 埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域（以下「埋立事業場の区域」という。）に置く現場責任者の氏名及び職名
- (5) 埋立事業区域の表土の地質の状況
- (6) 埋立事業に使用される土砂等の量
- (7) 埋立事業を行う期間
- (8) 埋立事業の完了時における当該埋立事業に使用された土砂等の堆積の構造の計画
- (9) 埋立事業に使用される土砂等が発生し、又は採取された場所（以下「発生場所」という。）並びに当該発生場所からの当該土砂等の搬入予定量及び搬入計画
- (10) 埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため講じる措置
- (11) 埋立事業が行われている間において、埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため講じる措置
- (12) 第33条の2第1項本文の規定により同項本文に規定する保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第3項の規定による質権の設定をした日
- (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 埋立事業許可（一時堆積事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、前項第1号から第4号まで及び第7号並びに次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業

が小規模埋立て等である場合にあっては、前項第1号から第3号まで及び第7号並びにこの項第3号及び第6号)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。

- (1) 埋立事業区域の表土の地質の状況（当該表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造）
- (2) 削除
- (3) 埋立事業区域における土砂等の堆積の構造その他埋立事業場の区域の構造
- (4) 埋立事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (5) 削除
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前2項に規定する申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 第10条第1項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項の同意を得たことを証する書類
- (2) 埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

4 第9条第3項の規定による届出（以下「埋立事業届出」という。）（一時堆積事業に係るものを除く。）は、第1項第1号から第10号まで（当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号、第2号及び第6号から第9号まで）に掲げる事項及び規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

5 埋立事業届出（一時堆積事業に係るものに限る。）は、第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに第2項第1号、第3号及び第4号（当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1項第1号から第3号まで及び第7号並びに第2項第3号）に掲げる事項並びに規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

6 前2項に規定する届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該埋立事業届出に係る埋立事業が第9条第1項第3号に掲げる事業に該当することを証する書面
- (2) 埋立事業区域及びその周辺の状況を示す図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

（平24条例6・平27条例6・令7条例20・一部改正）

(埋立事業許可の基準)

第13条 市長は、前条第1項の申請が、次の各号（埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第3号まで、第6号から第8号まで、第10号及び第11号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。

(1) 当該申請をした者が、次のアからケまでのいずれにも該当しないこと。

ア 第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る措置を完了していないもの

イ 第30条第1項（第8号を除く。）の規定により埋立事業許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該埋立事業許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る柏市行政手続条例（平成8年柏市条例第1号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

ウ 第30条第1項の規定により埋立事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

エ 埋立事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

カ 埋立事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

- (2) 第10条第1項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項の同意を得ていること。
 - (3) 埋立事業が3年以内に完了するものであること。
 - (4) 埋立事業場の区域に現場責任者を置くこと。
 - (5) 埋立事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。
 - (6) 埋立事業の完了時における埋立事業に使用された土砂等の堆積の構造の計画が、埋立事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (7) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所が特定していること。
 - (8) 埋立事業許可を受けた日から6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画となっていること。
 - (9) 埋立事業が行われている間における埋立事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うため必要な措置が講じられていること。
 - (10) 埋立事業が行われている間における埋立事業区域以外の地域への当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置が講じられていること。
 - (11) 第33条の2第1項本文の規定により同項本文に規定する保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第3項の規定により質権を設定していること。
- 2 市長は、前条第2項の申請が、前項第1号、第2号及び第4号並びに次の各号（埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号及び第2号並びにこの項第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。
- (1) 埋立事業区域の表土が安全基準に適合する土砂等であること。ただし、当該表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造を有することにより当該表土の土壌の汚染を防止することができると認められる場合にあっては、この限りでない。
 - (2) 埋立事業場の区域の構造が、埋立事業場の区域以外の地域への埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (3) 埋立事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。

(平24条例5・平24条例6・平26条例6・平27条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業許可の変更の許可等)

第14条 埋立事業許可(この項及び第27条第1項の許可を含む。第33条の2第1項を除き、以下同じ。)を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微なもの及び第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令に従ってするものを除く。第7項及び第8項、第29条第1項並びに第30条第1項第5号において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第12条第1項第7号に掲げる事項の変更に係る前項の許可は、第9条第2項に規定する期間を超えて行うことはできない。ただし、一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けていた者のうち規則で定めるものに対して行う場合にあっては、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合に行う第1項の許可の期間は、当該埋立事業許可の期間が満了する日の翌日から起算して5年以内とする。

4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供する土地(以下「埋立事業地」という。)の所有者(埋立事業地を複数の者が所有している場合にあっては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、当該許可を受けて変更をしようとする事項及びその理由を説明し、当該変更をすることについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業地の全部を当該許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときにあっては、この限りでない。

5 第10条第2項の規定は、前項の埋立事業地の所有者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第14条第4項」と、「埋立事業による」とあるのは「変更後の埋立事業による」と読み替えるものとする。

6 第11条の規定は、第1項の許可を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項中「埋立事業の計画」とあるのは「埋立事業の変更の計画」と、同条第2項中「埋立事業予定地」とあるのは「埋立事業地」と読み替えるものとする。

7 埋立事業届出(この項及び第27条第8項の規定による届出を含む。以下同じ。)をした者(第9条第4項の規定により埋立事業を行うことができない者を除く。以下同じ。)は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該変更をしてはならない。

8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が、第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者

である場合であつて、当該命令に係る措置を完了していないときは、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をすることができない。

(平24条例6・平26条例6・平27条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業許可の変更の申請及び許可の基準等)

第15条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 変更をしようとする事項及びその理由

(3) 第33条の2第4項において準用する同条第1項本文の規定により同項本文に規定する保証金を預入しなければならない場合にあつては、同条第4項において準用する同条第3項の規定による質権の設定をした日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 前条第4項ただし書に規定する場合以外の場合にあつては、同項の同意を得たことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

3 市長は、次項に定めるもののほか、第1項の申請が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

(1) 新たに埋立事業区域となる区域の面積が埋立事業許可を受けた埋立事業区域の面積（当該申請の前に前条第1項の許可を受けて埋立事業区域の面積の変更をした場合にあつては、当該変更に係る区域の面積を除いた面積。次号において「当初の埋立事業区域の面積」という。）の10分の2を超えるとき。

(2) 変更後の埋立事業区域の面積が当初の埋立事業区域の面積の10分の12を超えるとき。

(3) 小規模埋立て等に係る埋立事業許可を受けていた場合においては、変更後の埋立事業区域の面積が3,000平方メートル以上となるとき。

(4) 一時堆積事業以外の埋立事業に係る埋立事業許可を受けていた場合においては、当該埋立事業許可の期間を1年を超えて延長しようとするとき。

4 第13条の規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、第13条第1項第11号中「第33条の2第1項本文」とあるのは「第33条の2第4項において準用する同条第1項本文」と、「同条第3項」とあるのは「同条第4項において準用する同条第3項」と読み替えるものとする。

5 前条第7項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

6 前項の届出書には、第2項第2号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(平24条例6・平27条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業の軽微な変更の届出)

第16条 埋立事業許可を受けた者は、第14条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を、市長に届け出るとともに、同条第4項ただし書に規定する場合を除き、埋立事業地の所有者に通知しなければならない。

2 埋立事業届出をした者は、第14条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業許可の条件)

第17条 市長は、埋立事業許可に、土壌の汚染及び災害の発生を防止するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該埋立事業許可を受ける者に不当な義務を課すものであってはならない。

(平24条例6・一部改正)

(埋立事業の着手の届出)

第18条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、規則で定めるところにより、当該着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(平24条例6・一部改正)

(土砂等の搬入の届出)

第19条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所ごとに、届出書に当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証する規則で定める書類及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証する規則で定める書類を添付して市長に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該土砂等が安全基準に適合していることを証する規則で定める書類(第1号に掲げる場合にあつては、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証する規則で定める書類及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証する規則で定める書類)の添付を省略することがで

きる。

- (1) 当該土砂等が採石法，砂利採取法，千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって，当該採取場から採取された土砂等であることを証する規則で定める書類を届出書に添付するとき。
- (2) 当該土砂等が特定一時堆積（他の場所への搬出を目的とした土砂等の堆積であって，当該土砂等の堆積を行う場所において当該土砂等の発生場所が明確に区分されて行われているものをいう。次条第1項第2号において同じ。）を行う場所から採取された土砂等である場合であって，当該発生場所から採取された土砂等であることを証する書類及び当該土砂等が当該特定一時堆積を行う場所に搬入される際に安全基準に適合していることを証する書類（規則で定めるところにより作成されたものに限る。）を届出書に添付するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか，搬入しようとする土砂等が土壌の汚染を発生させるおそれがないとして市長が認めるとき。

（平24条例6・平27条例6・一部改正）

（土砂等管理台帳の作成等）

第20条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は，当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業に使用される土砂等について，当該土砂等の発生場所ごとに，第1号から第3号まで及び第5号（当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出が一時堆積事業に係るものである場合にあっては，次の各号）に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を，規則で定めるところにより，1年ごとに作成しなければならない。

- (1) 当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段
- (2) 当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域に搬入された土砂等が当該土砂等の発生場所から当該埋立事業区域に搬入される過程において特定一時堆積が行われたものである場合にあっては，当該特定一時堆積が行われた場所
- (3) 当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域に搬入された土砂等の1日ごとの搬入量
- (4) 当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域から搬出された土砂等の1日ごとの搬出量及び搬出先の内訳
- (5) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は，規則で定めるところにより，定

期的に、報告書に前項の規定により作成した土砂等管理台帳の写しを添付して当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。

(平24条例6・平27条例6・一部改正)

(地質検査等の報告)

第21条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域の土壌の地質検査及び当該埋立事業区域(当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出が一時堆積事業に係るものである場合にあっては、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。

(平24条例6・平27条例6・一部改正)

(関係書類等の備置き及び閲覧)

第22条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、当該埋立事業に関してこの条例の規定により市長に提出した書類(第20条第2項に規定する土砂等管理台帳の写しを除く。第32条第1項において同じ。)及び図面の写し並びに第20条第1項の規定により作成する土砂等管理台帳を当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域に備え置き、当該埋立事業場の区域の周辺地域の住民その他当該埋立事業について利害関係を有する者の請求があったときは、その閲覧に供しなければならない。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(標識の設置等)

第23条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域の見やすい場所に、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、埋立事業場の区域に置く現場責任者の氏名及び職名、埋立事業に使用される土砂等の発生場所その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業区域と当該埋立事業区域以外の地域及び埋立事業場の区域と当該埋立事業場の区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示をしなければならない。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業の廃止等に係る事前の届出等)

第24条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業の廃止又は休止（2月以上の休止に限る。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該廃止又は休止をする日、当該埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可の期間（第14条第1項の許可を受けて当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間）又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間（第14条第7項の規定による届出を行って当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間）が満了する日（以下「満了日」という。）までに当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を完了する見込みがないとき（規則で定めるときを除く。）は、当該満了日の2月前の日までに、規則で定めるところにより、その旨、当該埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう指導するものとする。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業の廃止等の届出等)

第25条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業の廃止をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。満了日までに当該埋立事業を完了しなかったときも、同様とする。

- 2 前項前段の規定による届出があったときは、当該埋立事業に係る埋立事業許可又は埋立事業届出は、その効力を失う。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る埋立事業について前条第1項又は第2項の規定による届出に係る措置(同条第3項の規定による指導があったときは、当該届出に係る措置及び当該指導に係る措置。次項において「届出等措置」という。)が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該廃止等の届出をした者に通知するものとする。
- 4 前項の規定により埋立事業について届出等措置(当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係るものに限る。)が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該埋立事業について速やかに当該届出等措置を講じなければならない。

(平24条例6・一部改正)

(埋立事業の完了の届出等)

- 第26条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、満了日までに当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を完了する見込みがあるときは、当該埋立事業を完了する見込みの日の2月前の日までに、規則で定めるところにより、その旨、当該埋立事業を完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、当該埋立事業を行う期間が2月以下であるときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る埋立事業を完了するまでの工程に関し必要な指導をすることができる。
 - 3 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る埋立事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該埋立事業が一時堆積事業以外のものである場合にあっては、当該埋立事業に使用された土砂等の堆積の構造が当該埋立事業に係る埋立事業許可の内容(第14条第1項の許可を受けて当該構造の計画を変更したときは、当該変更後の内容。次項において同じ。)に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

- 5 前項の規定により埋立事業について当該埋立事業に使用された土砂等の堆積の構造が当該埋立事業に係る埋立事業許可の内容に適合していない旨の通知を受けた者は、当該埋立事業許可の内容に適合するよう必要な措置を講じなければならない。

(平24条例6・平27条例6・一部改正)

(埋立事業の譲受け)

第27条 埋立事業許可を受けた者から当該埋立事業許可に係る埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業地の所有者に対し、その旨を説明し、当該埋立事業の全部を譲り受けることについての同意を得なければならない。ただし、当該埋立事業地の全部を当該許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときにあつては、この限りでない。
- 3 第10条第2項の規定は、前項の埋立事業地の所有者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第27条第2項」と、「埋立事業による」とあるのは「譲受け後の埋立事業による」と読み替えるものとする。
- 4 第11条の規定は、第1項の許可を受けようとする者について準用する。この場合において、同条第1項中「当該埋立事業許可に係る埋立事業の計画」とあるのは「埋立事業の譲受け後の当該埋立事業の施工の計画」と、同条第2項中「埋立事業予定地」とあるのは「埋立事業地」と読み替えるものとする。
- 5 第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 埋立事業の譲渡人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (3) 当該申請をした者が埋立事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者及び役員の氏名）
 - (4) 埋立事業に使用される土砂等の量
 - (5) 埋立事業の完了時における当該埋立事業に使用された土砂等の堆積の構造の計画
 - (6) 第33条の2第5項において準用する同条第1項本文の規定により同項本文に規定す

る保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第5項において準用する同条第3項の規定による質権の設定をした日

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

6 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 第2項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項の同意を得たことを証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類及び図面

7 第13条第1項（第1号、第2号及び第11号に係る部分に限る。）の規定は、第1項の許可について準用する。この場合において、第13条第1項第11号中「第33条の2第1項本文」とあるのは「第33条の2第5項において準用する同条第1項本文」と、「同条第3項」とあるのは「同条第5項において準用する同条第3項」と読み替えるものとする。

8 埋立事業届出をした者から当該埋立事業届出に係る埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ、市長に届け出なければ当該埋立事業届出に係る埋立事業の全部を譲り受けることができない。

9 前項の規定による届出は、第5項第1号から第3号までに掲げる事項及び規則で定める事項を記載した届出書に規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、第5項第3号中「申請」とあるのは、「届出」とする。

10 第8項の規定にかかわらず、同項に規定する譲り受けようとする者が、第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令を受けた者である場合であって、当該命令に係る措置を完了していないときは、埋立事業の全部を譲り受けることができない。

11 第1項の許可を受けて埋立事業の全部を譲り受けた者は当該埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者の、第8項の規定による届出をして埋立事業の全部を譲り受けた者は当該埋立事業に係る埋立事業届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。

(平24条例5・平24条例6・平27条例6・一部改正)

(相続等)

第28条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者について相続、合併又は分割（当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併に

より設立された法人又は分割により当該埋立事業許可若しくは当該埋立事業届出に係る埋立事業の全部を承継した法人は、当該埋立事業許可を受けた者又は当該埋立事業届出をした者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者のこの条例の規定による地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を、市長に届け出るとともに、埋立事業許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継した者は、その者のみが埋立事業地の全部を所有している場合又は埋立事業地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときを除き、埋立事業地の所有者に通知しなければならない。

(平24条例6・平27条例6・一部改正)

(名義貸しの禁止)

第28条の2 埋立事業許可を受けた者は、自己の名義をもって、他人に当該埋立事業許可に係る埋立事業を行わせてはならない。

(平24条例6・追加)

(措置命令)

第29条 市長は、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者（第14条第1項の許可を受けないで、又は同条第7項の規定による届出をしないで、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をした者を除く。）に対し、直ちに埋立事業を停止し、又は期限を定めて当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

- 2 市長は、第9条第1項若しくは第3項又は第14条第1項若しくは第7項の規定に違反して埋立事業を行った者に対し、期限を定めて、当該埋立事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去し、及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

(埋立事業許可の取消し等)

第30条 市長は、埋立事業許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該埋立事業許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該埋立事業許可に係る埋立事業の停止を命じることができる。

- (1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により埋立事業許可を受けたとき。
- (3) 第13条第1項第1号オ若しくはケに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第13条第1項第1号オ若しくはケに該当していたことが判明したとき。
- (4) 第13条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第13条第1項第1号カからクまで（同号オに係るものに限る。）のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (5) 第14条第1項の許可を受けないで第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしたとき。
- (6) 第17条の規定により埋立事業許可に付けられた条件に違反したとき。
- (7) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。
- (8) 第28条第1項の規定により埋立事業許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継した者が当該地位を承継した際、第13条第1項第1号アからケまでのいずれかに該当するとき。
- (9) 第28条の2の規定に違反して他人に埋立事業を行わせたとき。
- (10) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により埋立事業許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る埋立事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る埋立事業に使用された土砂等の全部又は一部の撤去その他当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（平24条例6・平26条例6・一部改正）

（埋立事業の廃止等若しくは完了又は埋立事業許可の取消しに伴う義務違反に対する措置命令）

第31条 市長は、第25条第4項又は第26条第5項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

2 市長は、前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、埋立事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

（平24条例6・一部改正）

（関係書類等の保存）

第32条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から5年間、当該埋立事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

- (1) 埋立事業の廃止をした場合 第25条第1項前段の規定による届出をした日
- (2) 満了日までに埋立事業を完了しなかった場合（前号及び第4号に掲げる場合を除く。） 第25条第1項後段の規定による届出をした日
- (3) 満了日までに埋立事業を完了した場合 第26条第3項の規定による届出をした日
- (4) 第30条第1項の規定による埋立事業許可の取消しを受けた場合 当該取消しの通知を受けた日

2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第41条第2号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。

3 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、第20条第1項の規定により1年ごとに作成した土砂等管理台帳を、当該土砂等管理台帳の作成に係る期間の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

（平24条例6・平27条例6・一部改正）

第5章 埋立事業に係る土地所有者の義務

第33条 埋立事業地の所有者（埋立事業地の全部を1人で所有して埋立事業を行っている者を除く。以下この条において同じ。）は、当該埋立事業地において行われている埋立事業（埋立事業許可を受けているものに限る。以下この条において同じ。）による土壌の汚染又は当該埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を市長に報告するとともに、当該埋立事業を行っている者に対し、当該埋立事業を休止し、又は当該土壌の汚染若しくは当該災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう求めなければならない。

2 埋立事業地の所有者は、当該埋立事業地において行われている埋立事業による土壌の汚染又は当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生したときは、直ちに、その旨を市長に報告するとともに、当該埋立事業を行っている者に対し、

当該埋立事業を休止し、及び当該土砂等の全部又は一部の撤去その他当該土壌の汚染又は当該災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう求めなければならない。

- 3 市長は、埋立事業に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該埋立事業地の所有者に対し、期限を定めて、当該埋立事業に使用された土砂等（当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立事業による土壌の汚染を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。
- 4 市長は、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該埋立事業地の所有者に対し、期限を定めて、当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。

第5章の2 埋立事業に係る保証金

（平27条例6・追加）

（保証金の預入等）

第33条の2 埋立事業許可（一時堆積事業に係るものを除く。）を受けようとする者は、当該埋立事業許可に係る埋立事業の適正な履行並びに埋立事業区域及びその周辺地域における災害の発生を防止を保証するため、あらかじめ、市長と協議して定めた金融機関に、当該保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、当該埋立事業許可に係る埋立事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第12条第1項第8号に規定する土砂等の堆積の構造の最上部と埋立事業区域の土地と当該土地に隣接する土地の境界部分の最下部（当該土砂等の堆積により生じるのり面の最下部が当該境界部分の最下部より低い場合は、当該のり面の最下部）の高低差が5メートル未満の場合
- (2) 第12条第1項第8号に規定する土砂等の堆積の構造の最上部が当該埋立事業区域の土地と当該土地に隣接する土地の境界部分の最下部より低い場合

- 2 前項本文の規定により預入すべき保証金の額は、第12条第1項第6号に規定する土砂等の量に、1立方メートル当たり200円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 第1項本文の規定により保証金を預入した者は、速やかに、規則で定めるところにより、本市と当該預入した保証金に係る質権設定契約を締結し、当該預入した保証金に本市を質

権者とする質権を設定しなければならない。

- 4 前3項の規定は、第14条第1項の許可（一時堆積事業に係るものを除き、第12条第1項第6号に規定する土砂等の量又は同項第8号に規定する土砂等の堆積の構造の計画の変更に係るものに限る。）を受けようとする者について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「第12条第1項第8号」とあるのは「変更後の第12条第1項第8号」と、第2項中「前項本文」とあるのは「第4項において準用する第1項本文」と、「第12条第1項第6号」とあるのは「変更後の第12条第1項第6号」と、「）」とあるのは「」（第1項本文の規定により保証金を預入している場合にあっては、当該額から当該預入している保証金の額（第4項において準用する第1項本文の規定により保証金を預入している場合にあっては、当該預入している保証金の額を含む。）を控除した額）」と、第3項中「第1項本文」とあるのは「第4項において準用する第1項本文」と読み替えるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、第27条第1項の許可（一時堆積事業に係るものを除く。）を受けようとする者について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2号中「第12条第1項第8号」とあるのは「第27条第5項第5号」と、第2項中「前項本文」とあるのは「第5項において準用する第1項本文」と、「第12条第1項第6号」とあるのは「第27条第5項第4号」と、第3項中「第1項本文」とあるのは「第5項において準用する第1項本文」と読み替えるものとする。

（平27条例6・追加）

（保証金の使途等）

第33条の3 保証金は、次に掲げる費用に充てるものとする。

- (1) 埋立事業許可（一時堆積事業に係るものを除く。）を受けた者が第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令（埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための必要な措置に係るものに限る。）を受けたにもかかわらず当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しない場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に規定する措置に要する費用
- (2) 埋立事業許可（一時堆積事業に係るものを除く。）を受けた者が当該埋立事業許可に係る埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出により本市の財産に損害を与えた場合における当該損害の回復のための措置に要する費用
- (3) 第1号の行政代執行法第2条に規定する措置及び前号の措置により開始した事務管

理に要する費用

(4) 次条の規定による質権の実行に要する費用

2 前条第1項本文（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及びこの項の規定により預入した保証金について次条に規定する払戻し、国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分又はその例による滞納処分その他の理由により不足が生じたときは、前条第1項本文の規定により保証金を預入した者は、速やかに、市長と協議して定めた金融機関に、当該不足が生じた額に相当する額の保証金を定期預金により追加して預入しなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により保証金を預入した者について準用する。

（平27条例6・追加）

（質権の実行）

第33条の4 市長は、前条第1項第1号の行政代執行法第2条に規定する措置若しくは同項第2号の措置又は同項第3号の事務管理を行ったときは、規則で定めるところにより、第33条の2第1項本文（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）及び前条第2項の規定により保証金を預入した者に意見を述べる機会を与えた上で、質権を実行し、保証金の払戻しを受けるものとする。

（平27条例6・追加）

（質権の解除）

第33条の5 市長は、次に掲げる者について、第33条の2第3項（同条第4項及び第5項並びに第33条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により設定された質権を解除するものとする。

- (1) 当該設定された質権に係る埋立事業について第12条第1項、第15条第1項又は第27条第5項の申請をしない旨を書面により申し出た者
- (2) 当該設定された質権に係る埋立事業について第12条第1項、第15条第1項又は第27条第5項の申請を取り下げる旨を書面により申し出た者
- (3) 当該設定された質権に係る埋立事業について第9条第1項本文、第14条第1項又は第27条第1項の許可をしない旨の通知を受けた者
- (4) 当該設定された質権に係る埋立事業について第25条第3項の規定による届出等措置が講じられている旨の通知を受けた者
- (5) 当該設定された質権に係る埋立事業について第26条第4項の規定による埋立事業許可の内容に適合している旨の通知を受けた者

(6) 当該設定された質権に係る埋立事業について第27条第1項の許可を受けた者に係る
当該埋立事業の譲渡人

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が特別の事由があると認める者
(平27条例6・追加)

第6章 雑則

(報告の徴収)

第34条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立事業を行う者に対し、その
業務に関し報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、埋立事業地の所有者に対し、当該埋立
事業地で行われている埋立事業に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第35条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、埋立事業を行う者
の事務所、事業場、現場事務所その他その業務を行う場所又は埋立事業地に立ち入らせ、
帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請
求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては
ならない。

(許可等に関する意見聴取)

第35条の2 市長は、第9条第1項、第14条第1項又は第27条第1項の許可をしようとする
ときは、第13条第1項第1号オからケまでのいずれかに該当する事由（同号カからク
までのいずれかに該当する事由にあつては、同号オに係るものに限る。以下同じ。）の有
無について、千葉県警察本部長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第30条第1項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号
オからケまでのいずれかに該当する事由の有無について、千葉県警察本部長の意見を聴く
ことができる。

(平26条例6・追加)

(官公署への照会等)

第35条の3 市長は、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、
官公署に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(平26条例6・追加)

(手数料)

第36条 埋立事業許可を受けようとする者は、当該埋立事業許可に係る申請をする際に、次の各号に掲げる当該申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第12条第1項又は第2項の申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合 1件につき25,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき48,000円

(2) 第15条第1項又は第27条第5項の申請 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 当該申請に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合 1件につき13,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 1件につき28,000円

(平24条例6・一部改正)

(経過措置)

第37条 この条例に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

(罰則)

第39条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項、第30条第1項、第31条第1項若しくは第2項又は第33条第3項若しくは第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第9条第1項、第14条第1項又は第27条第1項の規定に違反して埋立事業を行った者

(3) 第28条の2の規定に違反して他人に埋立事業を行わせた者

(平24条例6・令7条例8・一部改正)

第40条 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項、第14条第7項、第19条又は第27条第8項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をした者

- (2) 第20条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項の規定により記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条第2項、第21条第1項若しくは第2項又は第34条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第32条第3項の規定に違反して土砂等管理台帳を保存しなかった者
- (5) 第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平24条例6・令7条例20・一部改正)

第41条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項若しくは第2項、第18条、第25条第1項、第26条第3項又は第28条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第32条第1項の規定に違反して書類又は図面の写しを保存しなかった者

(平24条例6・一部改正)

(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、同年1月1日から施行する。

(柏市埋立事業規制条例の廃止)

- 2 柏市埋立事業規制条例（平成10年柏市条例第17号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の柏市埋立事業規制条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定によりされた許可の申請であつて、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定による許可（以下「旧許可」という。）を受けて旧条例第2条第2項に規定する埋立事業（以下「旧埋立事業」という。）を行つて

いる者は、第9条の規定にかかわらず、当該旧許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例により当該旧埋立事業を行うことができる。施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により旧許可を受けて旧埋立事業を行う者についても、同様とする。

5 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第16条、第17条第1項及び第18条の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第16条、第17条第1項及び第18条の規定により発せられている命令についても、同様とする。

6 この条例の施行前にした行為、附則第4項の規定により従前の例によることとされる旧埋立事業に係る施行日以後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際現に旧条例第3条各号に該当して同条の適用を除外される事業として旧埋立事業を行っている者は、この条例の規定にかかわらず、当該旧埋立事業を行うことができる。この条例の施行の際現に埋立事業（埋立事業区域の面積が300平方メートル未満のものであって、当該埋立事業区域と他の事業（当該埋立事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該埋立事業を行う日前1年以内において行われていたもの又は現に行われているものに限る。）の用に供する土地の区域の面積とを合算して300平方メートルを超えるものに限る。）を行っている者についても、同様とする。

（準備行為）

8 施行日以後に着手する埋立事業に係る埋立事業許可、第10条の規定による説明及び同意、第11条の規定による協議及び指導、第12条の規定による埋立事業許可の申請並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第9条から第13条まで及び第17条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成24年条例第5号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の柏市土砂等埋立て等規制条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の柏市土砂等埋立て等規制条例（以下「新条例」という。）

の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の規定によりされている許可（旧条例第14条第1項及び第27条第1項の規定によりされている許可を含む。以下「旧許可」という。）に係る埋立事業が新条例第9条第1項第3号に掲げる事業に該当するものである場合にあっては、当該旧許可に係る埋立事業に係る新条例第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更及び当該旧許可に係る埋立事業の全部の譲受けについては、前項の規定にかかわらず、当該旧許可を受けている者が新条例第9条第2項の規定による届出をしたものとみなして、新条例第14条から第16条まで及び第27条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第7条第2項及び第3項、第29条第1項及び第2項、第30条第1項、第31条第1項及び第2項並びに第33条第3項及び第4項の規定による命令は、なお効力を有する。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（準備行為）
- 6 施行日以後に着手する新条例第2条第2号に掲げる埋立事業に係る新条例第9条の規定による許可及び届出、新条例第10条の規定による説明及び同意、新条例第11条の規定による協議及び指導、新条例第12条の規定による許可の申請及び届出書の提出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第9条から第13条まで及び第17条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成26年条例第6号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1号及び第4号並びに第10条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、同項第3号の改正規定、同項第4号の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。）、第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分及び「（埋立事業許可）」を「（当該埋立事業許可）」に改める部分に限る。）、同項第3号及び第8号の改正規定、同条第2項各号列記以外の部分の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分及び「（埋

立事業許可」を「（当該埋立事業許可」に改める部分に限る。），同項第3号の改正規定，同条第4項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。），同条第5項の改正規定（「一時たい積事業」を「一時堆積事業」に改める部分に限る。），第13条第1項第6号，第14条第2項，第15条第3項第4号，第19条第1項第2号，第20条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号，第21条第1項，第26条第1項，第4項及び第5項，第27条第2項並びに第28条第2項の改正規定並びに第32条第2項を同条第3項とし，同条第1項の次に1項を加える改正規定 公布の日

- (2) 第10条第1項第2号の改正規定（「，第2号」を「から第3号まで」に改める部分に限る。），同項第4号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。），第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「，第2号」を「から第3号まで」に改める部分に限る。），同条第2項各号列記以外の部分の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。），同条第4項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。），同条第5項の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第27条第9項の改正規定 平成27年4月1日

- (3) 附則第4項の規定 平成27年9月1日

（経過措置）

- 2 この条例（第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（前項第2号に掲げる改正規定に限る。）に限る。）による改正後の同条第1項の規定及びこの条例（同条第2項各号列記以外の部分の改正規定（前項第1号に掲げる改正規定を除く。）に限る。）による改正後の同条第2項の規定は，前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にされた同条第1項及び第2項の申請について適用し，同日前にされた同条第1項及び第2項の申請については，なお従前の例による。

- 3 改正後の第12条第1項，第13条第1項，第15条第1項及び第4項，第27条第5項及び第7項並びに第5章の2の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた第12条第1項の申請に係る埋立事業について適用し，施行日前にされた同項の申請に係る埋立事業については，なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 改正後の第33条の2第1項の規定による保証金の預入，同条第2項の規定による保証金の額の算定及び同条第3項（第33条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による質権の設定，第33条の3第2項の規定による保証金の追加の預入並びに第33条の5の規定による質権の解除は，施行日前においても，改正後の第33条の2第1項，第2項及び第3項（第33条の3第3項において準用する場合を含む。），第33条の3第2

項並びに第33条の5の規定の例により行うことができる。

附 則（令和7年条例第8号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

附 則（令和7年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。ただし、第40条第4号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の柏市土砂等埋立て等規制条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する埋立事業のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を当該埋立事業を行う期間の初日とするものに係る許可及びこれに関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。